令和8年第8回別府市農業委員会総会議事録

日　時　　令和8年8月7日（金）午後2時05分
場　所　　別府市役所　農業委員会室
招集者　　別府市農業委員会　会長　久保　賢一
次　第　　日程第1議事録署名委員の指名
日程第2議事
議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号　農地法第3条の規定による許可申請の審議について（継続審議）
議案第3号　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について
報告第1号　農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について
（1）農地法第3条の3の規定による届
（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出席委員

農業委員　7名

1番	久保　賢一	2番	星野　賢一
3番	齊藤　孝一	4番	久恒　美千代
5番	小畑　義宏	6番	後藤　浩昭
7番	彌田　和好		

※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員　7名

中部地区	佐藤　進蔵	亀川地区	恒松はつみ
朝日地区	伊藤　博文	東山1地区	大野　基
東山2地区	淵　道明	浜脇地区	安部　憲次
内成地区	園田　喜久男		

出席職員

事務局長　塩月　香　　局長補佐　中川　朋美
主任　髙橋　恒太

午後2時05分　開会

（事務局）

それでは、総会を始めるに当たり、お願い事項がございます。総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。議案に上程しました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認の上ご発言ください。それでは、ただいまから令和8年第8回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は、過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立い

たしました。それでは、会長お願いいたします。

（議長）
皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。先ほど、推進委員の皆様に委嘱状をお渡ししましたが、この度、新たに2名の委員をお迎えし、新体制となりました。初めての総会となりますので、簡単に自己紹介をお願いします。

（各委員・推進委員自己紹介）

（議長）
ありがとうございました。農業、農地を守るだけでなく、遊休農地の解消や担い手の育成など、今まで以上に農業委員会が担う仕事が多くなってきているように感じております。これから3年間、皆さんと一緒にがんばっていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。なお本日は総会終了後、大分県農業会議の課長をお迎えして、利用状況調査をメインに研修をしていただきます。
それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（各委員）
異議なし。

（議長）
ご異議がないようでありますので、2番委員、3番委員を指名いたします。よろしくお願いします。議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、報告の部分は説明を省略し、ご質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。それでは議事に入ります。議案第1号番号 1「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」ですが、〇〇委員が関係者となりますので、退室をお願いします。事務局は説明をお願いします。

（〇〇委員退室）

（事務局）
はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」、 番号1 譲渡人 、譲受人 共に別府市の方です。譲渡人の職業はパート、譲受人の職業は農業です。区分 農振地域・農用地区域内、申請の土地 大字〇〇 登記地目 田及び畑 現況 田 344㎡外4筆 合計1,512㎡です。申請事由は、譲渡人が、農地を管理できないため。譲受人は農業経営の安定のため。です。総会資料をご覧ください。1から3ページは、申請書です。 重複しますので、説明は割愛します。4から8ページは位置図、9から13ページは航空写真です。どちらも赤い枠で示された部分が今回の申請地となっております。14ページは、委員と、事務局で現地確認した時の写真です。以上です。

（議長）
ただいま事務局の説明が終わりました。本件について、4番委員から何かございますか。

（委員）
現地を事務局と確認をしてきました。資料14ページ、上段の写真になりますが、〇〇から山手に少し入ったところになります。4筆が集まっているような状態です。一部雑草が茂っているような所がありますが、今後草刈り、整地をして畑として農業ができるかと思います。下段の写真になりますが、場所は〇〇の近くになります。草がかなり茂っている状況です。譲受人の方の話を聞きますと、今後草刈りをし、整地をして、来年から稲を植えたいとおっしゃっていました。譲受人の方はこの地区に多くの農地を持っていて、農業経営の更なる安定のために農地を増やしたいとのことですので、その点は問題ないかと思います。以上です。

（議長）
ありがとうございます。ただいま委員からの補足説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

（各委員）
ありません。

（議長）
ご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

（各委員）
異議なし。

（議長）
異議なしと認めます。議案第1号申請番号1番については、承認することに決定いたしました。〇〇委員の入室をお願いします。

（〇〇委員入室）

（議長）
続きまして、議案第1号申請番号2「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」事務局の説明を求めます。

（事務局）
議案第1号　申請番号2についてです。譲渡人　、譲受人　共に別府市の方です。譲渡人の職業はパート、譲受人の職業は農業です。区分　農振地域・農用地区域外、申請の土地　大字東山　登記地目　畑　現況　荒地及び農業用倉庫　72㎡外1筆　合計118㎡です。申請事由は、譲渡人が、所有している土地を整理したいため。譲受人は自宅に隣接しており、購入したいため。です。総会資料をご覧ください。15から17ページが申請書です。　重複しますので、説明は割愛します。18から19ページは位置図、20から21ページ

は航空写真です。どちらも赤い枠で示された部分が今回の申請地となっております。22ページは、3番委員と4番委員と事務局で現地確認した時の写真です。以上でございます。

（議長）
ただいま、事務局の説明が終わりました。それでは、4番委員から補足説明をお願いします。

（4番委員）
3番委員、事務局と現地を確認してきました。農業倉庫が建っている所と、そのすぐ横に、細長の土地、40cmから50cmぐらいの、雑草が生えているような所です。草刈りをすれば野菜を栽培できるような状態となっていることを確認しました。譲受人の自宅がこの土地のすぐ近くにあるということから、今後、効率よく管理していただけるのではないかと思っています。

（議長）
ただいま4番委員からの補足説明が終わりました。3番委員、補足説明がございましたらお願いします。

（3番委員）
几帳面な男性です。間違いないと思います。

（議長）
ただいま4番委員、3番委員からの説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

（各委員）
ありません。

（議長）
ご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号2について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

（各委員）
異議なし。

（議長）
異議なしとのことであります。議案第1号申請番号2については、申請のとおり承認することに決定いたしました。続きまして議案第2号申請番号1「農地法第3条の規定による許可申請の審議　継続審議分について」、事務局からの説明をお願いします。

（事務局）
はい、それでは議案の3ページをお開きください。5月に議案として上程し、継続審議となっていました件です。総会資料では23から47ページになります。先月ご報告しました

とおり、改めて営農計画書と農業委員会で作成したアンケートについて、提出していただきました。総会資料 26、27 ページをご覧ください。営農計画書については、地元の農業者と相談して作成したものです。5月に提出された計画書では、実態にそぐわない、実現が難しいのではないか、という内容でしたが、今回は、作物をしぼって、日数も200日から175日に修正し、実現できる計画書となりました。収穫量については、水稲は、去年の実績の数字を記入、大豆はインターネットなどで調べて平均的な数字を記入しているとのことでした。総会資料29ページ、30ページをご覧ください。アンケートについても、申請者と確認しながら修正をしたところです。事務局からは以上です。

（議長）
ただいま事務局の説明が終わりました。申請者が耕作しなければ、あの土地は間違いなく荒れていくということ、一方で、申請者が地域の皆さんと協力しながら、しっかりと農業をやっていくことができるのか不安であるということ、この両面から、皆様に様々なご意見、ご提案をいただきました。今回、地元の農業者の方に間に入っていただき、耕運機を使えるよう段取りをしていただいたり、営農計画書を見ていただいたりと、協力をいただきました。何かご意見、ご質問等はございませんか？

（議長）
皆様ご存知かもしれませんが、間に入っていただいた方は、非常に地域の人達からも信頼度が高いと私は聞いております。ご意見はありませんか？

（推進委員）
米の収穫量は非常に少ないのですが、去年の実績はそれぐらいでした。いいところで、1反で400キロくらいはできると思います。彼を現地でよく見かけます。暑い中をやっています。暑い中、草刈りをしている事実はあります。もう認めないとしょうがないかなと思っています。やむを得ないかなという気持ちです。〇〇さんがいろいろとアドバイスしてくれるので、それを信頼しています。

（議長）
よろしいでしょうか。他にご意見はございませんか？

（委員）
ありません。

（議長）
他にご意見、ご質問もないようであります。それでは、議案第2号申請番号1について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか？

（各委員）
異議なし。

（議長）
異議なしとのことであります。議案第2号申請番号1については、申請のとおり承認することに決定いたしました。続きまして議案第3号申請番号1「農地中間管理事業の推進に

関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について」、事務局から説明をお願いします。

（事務局）
はい、それでは議案の4ページをお開きください。議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について」です。これは農地中間管理機構を通じて貸借するもので農業委員会の意見を求められているものです。申請番号1についてです。4月に議案として上程し、意見なしで回答した農地です。しかし、その後借受人は農地を借りることができない在留資格だったことが判明したため、中間管理機構と借受人間の契約のみ合意解約し、前回借受人だった法人の従業員と中間管理機構とで契約し直すものです。借受人別府市の方。区分、農振地域・農用地区域外です。貸借権を設定する土地、大字南畑、登記地目及び現況　田、1，358㎡外5筆　計5,902㎡です。賃貸料はなし、借受後の経営作目　水稲です。機構の借受期間は令和8年10月1日から令和18年4月30日までの9年7ヶ月間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの（地域計画内）である。です。総会議案資料の48ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。49から50ページが5番委員と推進委員に現地確認していただいた写真です。以上です。

（議長）
ただいま事務局の説明が終わりました。5番委員からの補足説明をお願いします。

（5番委員）
4月に現地確認をし、写真のとおりですが、耕作の準備をしていました。4月に議案が通ったのですが、在留資格の関係で農地を取得できないということで、日本人の従業員の方でとなりました。特に問題はないと思います。

（議長）
推進委員、補足説明があればお願いします。

（推進委員）
問題ないと思います。

（議長）
ただいま、5番委員と推進委員から補足説明がありました。他に何かご意見、ご質問はございませんか？

（7番委員）
事務局に確認ですが、申請者の住所は○○の番地が変わっていない？

（事務局）
住居表示で変わっていると思います。確認します。

（議長）

他にございませんか？特にご意見、ご質問もないようであります。それでは、議案第3号申請番号1について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

（各委員）
異議なし。

（議長）
異議なしとのことであります。議案第3号申請番号1について申請のとおり承認することに決定いたしました。それでは、続きまして、報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1から番号7について」、何かご質問等があれば、お受けいたします。

（議長）
他はございませんか？

（委員）
ありません。

（議長）
特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、番号1及び番号2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

（委員）
ありません。

（議長）
以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。次に、その他について事務局より説明をお願いします。

午後2時40分　閉会

議　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿　2番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿　3番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿